

投票日は9月11日(日) 午前7時～午後8時

衆議院議員選挙

今回の選挙の概要

衆議院 小選挙区選出 議員選挙
東京都第20区(東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山の5市)...定数1人
{全国定数300人(300選挙区)}

衆議院 比例代表選出 議員選挙
東京都選挙区...定数17人
{全国定数180人(11選挙区)}

最高裁判所裁判官国民審査
審査に付される裁判官の数...6人

最高裁判所裁判官国民審査

9月11日(日)は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714~4716)へ。

投票できる方

東久留米市で投票できる方は、9月11日現在満20歳以上(昭和60年9月12日以前に生

住所を移された方

市内転居された方は、17年8月7日までに転居届けを出した方(旧住所地の投票所で投票)

8月8日以降に届け出をした方(旧住所地の投票所で投票)

転入された方

17年6月2日以降に東久留米市に転入された方は、17年5月11日以降に東久留米市から転出した方(東久留米市で投票してください。ただし、転出先の選挙人名簿に登録されている方は除きます)

転出された方(される)方

東久留米市の選挙人名簿に登録されている方で、17年5月11日以降に東久留米市から転出した方(東久留米市で投票してください。ただし、転出先の選挙人名簿に登録されている方は除きます)

投票所入場整理券をお忘れなく!



「投票所入場整理券(はがき)」を郵送しますので投票日に必ずご持参ください。入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。期日前投票も同様です。

投票の順序

投票は、先に「衆議院 小選挙区選出 議員選挙」を、次に「衆議院 比例代表選出 議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。お間違えのないようお願いいたします。

投票用紙の記載

投票用紙には、次のことに注意して記載してください。

小選挙区選出(白色)の投票用紙には、候補者の個人名を書きます。二人以上の氏名を書いたり、氏名以外のことを書くと無効になります

比例代表選出(オレンジ色)の投票用紙には、政党の名称または略称を書きます。個人名を書くと無効になります

最高裁国民審査(うぐいす色)の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に「x」を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください



期日前投票および不在者投票のいずれも公示日の翌日からとなっていますのでご注意ください。

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

【投票期間】8月31日(水)～9月10日(土)

ただし、最高裁判所裁判官国民審査の投票期間は、9月4日(日)～10日(土)となりますのでご注意ください。

【投票時間】午前8時半～午後8時

【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室)

【投票手続き】宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し、直接投票箱へ入れます

不在者投票

他の区市町村での不在者投票(出張などで市外に滞在中の方は事前に手続きをすることにより滞在先の区市町村選挙管理委員会、不在者投票ができます)

指定施設での不在者投票(都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホーム等で、入院・入所している方が不在者投票をすることができます)

表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳・保険証区分	障害の種類等	対象等級および要介護度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	内臓機能 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
	免疫機能	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳	障害の種類	対象等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

在外投票

在外選挙人名簿に登録されている方で一時帰国した場合や、日本国内に住所を移した後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)を利用して投票することができます(ただし比例代表選出のみ)

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として代理投票があります。また、目の不自由な方には点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

郵便投票をご希望の方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから9月7日(水)までに所定の請求用紙で投票用紙をお申し出ください。

開票はスポーツセンターで

開票は、9月11日(日)午後9時から、スポーツセンターで行います。参観を希望される方は、当日受け付けにお申し出ください。駐車場に限りがありますので、車での来場は遠慮ください。